

青梅市公告式条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方自治法の一部改正を踏まえ、条例の公布にかかる市長の署名について電子署名を可能とするとともに、行政運営の効率化および市民の利便性の向上を図るため、条例等の公布等について、市のウェブサイトに掲載する方式を加えるほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市公告式条例の一部を改正する条例

青梅市公告式条例（平成 26 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「市長」を「青梅市長（以下「市長」という。）」に改め、「署名」の次に「（地方自治法第 16 条第 4 項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）」を加え、同条第 2 項中「公布は、」の次に「青梅市（以下「市」という。）のウェブサイトに掲載し、または」を加え、「、梅郷出張所、沢井出張所、小曾木出張所および成木出張所」を削る。

第 3 条を次のように改める。

(規則の公布)

第 3 条 市長の定める規則（以下「市規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日および市長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、市規則について準用する。

第4条第1項を次のように改める。

第2条第2項および前条第1項の規定は、市長の定める規程（市規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。

第4条第2項を削る。

第5条第1項中「第2条」を「第2条第2項および第3条第1項」に改め、「教育委員会を除く」を削り、「市の機関」の次に「（市長および青梅市教育委員会を除く。次条において同じ。）」を、「規則」の次に「および規程」を加え、「同条第1項」を「同項」に、「市長」を「市長名」に改め、「当該機関」の次に「の名称」を、「者」の次に「の氏名」を加え、同条第2項を削る。

第6条中「規則または市」を「市規則または市」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青梅市公告式条例の規定は、施行日以後に行う公布および公表について適用し、施行日前に行った公布および公表については、なお従前の例による。

（青梅市職員の懲戒に関する条例の一部改正）

3 青梅市職員の懲戒に関する条例（昭和26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「内容」の次に「を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を青梅市のウェブサイトに掲載するとともに、当該処分の内容を記載した書面」を、「掲示する」の次に「措置をとる」を加え、「掲示した」を「当該措置を開始した」に改める。

（青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

4 青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第3項中「内容」の次に「を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を青梅市のウェブサイトに掲載するとともに、当該処分の内容を記載した書面」を、「掲示する」の次に「措置をとる」を加え、「その告示した」を「当該措置を開始した」に改める。

（青梅市職員退職手当支給条例の一部改正）

- 5 青梅市職員退職手当支給条例（昭和26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「内容」の次に「を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を青梅市のウェブサイトに掲載するとともに、当該処分の内容を記載した書面」を、「掲示する」の次に「措置をとる」を加え、「その掲示した」を「当該措置を開始した」に改める。